

# 高浜差し止め異議却下

## 3、4号機停止長期化へ

### 大津地裁

関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の運転差し止めを命じた三月の仮処分決定に対し、大津地裁は十二日、関電が申し立てた異議を退ける決定を出した。仮処分の効力が維持され、関電は3、4号機を法的に運転できない状況が続く。関電は決定を不服として大阪高裁に抗告する方針。高裁で仮処分決定が覆らない限り再稼働できず、運転停止の長期化は避けられない状況になった。〔関連面(角雄記)〕

### 関電、高裁に抗告方針

異議審は三月の仮処分決定を出した山本善彦裁判長が担当した。今回の決定理由でも「現状でも東京電力福島第一原発事故の原因が究明されたとは認められない」と指摘。「新規制基準に適合しても、それ自体で

安全性が確保されたとみることはできない」と断じた。

さらに「少なくとも規制がどう強化され、関電がどう応えたのか主張を尽くすことが、安全確保の第一歩だ」とし、「災害が起る

き合い、対策の見落としによる過酷事故の可能性を前提として対策を講じる必要がある」と強調した。耐震設計の目安となる基準地震動の想定では、関電が三つの断層が運動すると想定して余裕を持たせたこと

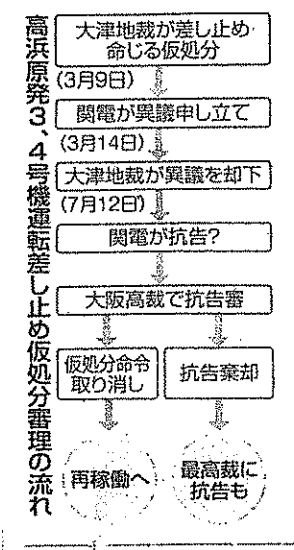
たびに「想定を超えた」とされてきた過ちに真摯に向

つ手続き。決定が出ると同時に効力を持つ。決定に不服がある場合に取消しを求め、異議は、決定を出した同じ裁判所に申し立てる。異議審の決定に不服があれば、さらに上級の裁判所に抗告できる。

主張したのに対し「当然に考慮すべきで、余裕に当たらない」と三月の決定と比べて切り込んだ。避難計画の不備なども異議審決定でそのまま引き継いだ。関電は今回の異議で「決定は科学的、専門的知見を踏まえない抽象的な不安、危惧にすぎない」と批判し「規制当局ではない当社に新規制基準の合理性まで主張させるのは、著しく合理性を欠く」と仮処分決定の判断枠組みにも不満を表していた。

### 早くて来春以降か

高浜原発3、4号機の運転差し止めを維持した大津地裁の異議審決定を受け、審理は大阪高裁に移る。原発訴訟は議論が長期にわたる傾向にあり、住民側弁護団は抗告審の結論は「いくら急いでも、来春以降になる」と予想する。運転停止も長期化する見通しだ。関電は「速やかに不服申し立ての手続きを行う」とし、高裁に抗告すると同時に、仮処分の効力を停止するとみられる。いずれかで仮処分が覆らない限り、原発を再稼働できない。高裁の判断に判例違反などがある場合は、最高裁に許可抗告を申し立てることも可能だ。



高浜3、4号機は原子力規制委員会が二〇一五年二月、新規制基準に適合していると判断。一六年一二月にそれぞれ再稼働したが、大津地裁は同三月九日の仮処分決定で、稼働中の原発を差し止める初の司法判断を出した。

### 原発の運転断念を

仮処分申立人と弁護団の話。当然の決定だが、意義深い。福島事故の教訓に正面から学ぼうとしている。関西電力は決定を真摯(しんしん)に受け止め、原発の運転を断念すべきだ。

# 審議異議高浜 避難計画置き去り

## 実効性に司法再び疑問

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを維持した大津地裁の十二日の異議審決定は、三月の仮処分決定を引用し、再び事故時の避難計画のあり方に疑問を呈した。三月の決定後も避難計画の実効性を不安視する司法の指摘が続いたが、国や原子力規制委員会は現行の策定方法を変えようとせず、不安は除かれないままだ。①面参照

（角雄記、高橋雅人）

仮処分決定では「国主導で具体的な避難計画が必要。避難計画も視野に入れた規制基準が望まれる」と踏み込んだ。現状では、規制委が示した「原子力災害

対策指針」を基に、自治体

当者は、三月の大津地裁決定の指摘に対し「さまざま意見が踏まえて、現在の仕組みになっている。避難計画の充実、定着を図る」と本紙の取材に答えた。

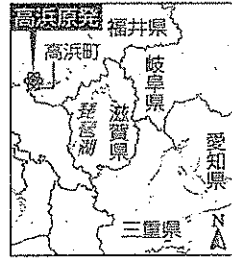
だが、「原子力防災」の著書がある元四国電力社員の松野元さん（名）は「規制当局が避難計画を見ないのは、国際原子力機関（IAEA）の国際基準を満たしていない」と手厳しい。例えば一九八四年に完成した米ニューヨーク州のシヨアム原発は、避難計画が不十分だとして米原子力規制委員会（NRC）の許可

の決定の八日後に発生した熊本地震では九州の交通網が混乱。高速道路を含む道路が各地で寸断されたことで、川内原発の避難計画の実効性を不安視する声が出た。

大津地裁の仮処分決定が出た後、七月中の再稼働が予定される四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）に対し、広島、松山、大分の三地裁で仮処分が申し立てられた。



関電が申し立てた異議が却下され、垂れ幕を掲げる住民側の弁護士ら＝12日午後3時37分、大津地裁前で



7/13  
日誌

が下りず、一度も稼働せずには廃炉となった。七九年のスリーマイル島原発事故以降、NRCが避難計画を厳しく審査するようになったことも背景にあった。規制委の田中俊一委員長は、大津地裁の仮処分決定後も「新規制基準に住民の避難計画の審査を盛り込む考えはない」とする。松野さんは「避難計画の実効性には合格の基準がなく、単に計画があればいいことになってしまふ」と問題視する。高浜原発の広域避難計画

は昨年十二月に国の原子力防災会議で了承されたが、最初の訓練は今年八月。福岡県の西川一誠知事が「訓練でどの程度、実行可能かなどを確認したい」と話すように実効性は未知数だ。九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の運転差し止めを認めなかった四月の福岡高裁宮崎支部の決定は、差し止めの仮処分申し立てを却下しながらも、住民側が訴えた避難計画の実効性の問題点に一定の理解を示すあたりがあった。こ

大津地裁に仮処分を申し立てた井戸謙一弁護士は、「全国で同様の判断が続けば、政治的にも受け止めて新規制基準を考え直さざるを得ない。そういう状況にしていきたい」と述べた。